

第一部　はじめに

1 第2期基本計画策定の趣旨

本市では、平成22年3月に本市の歴史や特性、資源を活かしたまちづくりの基本理念を明らかにし、「今後の水俣づくり」の指針を示す総合的かつ長期的な計画として、「[第5次水俣市総合計画](#)」を策定しました。

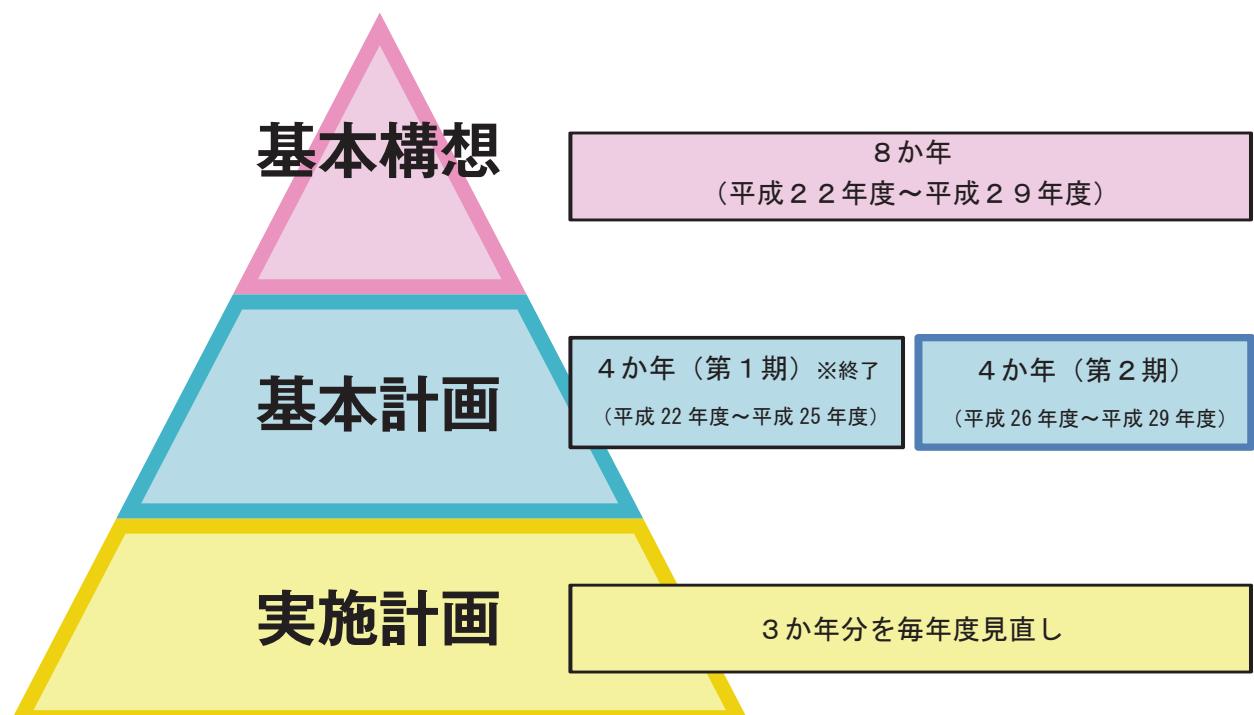
本総合計画の基本構想において、目指す将来像「[人が行きかい、ぬくもりと活力ある『環境モデル都市みなまた』](#)」を掲げ、その実現に向け、平成22年度から4か年を計画期間とする第1期基本計画を策定し、様々な施策を展開してきました。

この第1期基本計画が平成25年度をもって終了することから、第1期基本計画策定時からの時代の変化、市民ニーズの変化や各施策の進捗状況を踏まえ、基本構想で掲げた将来像の実現を目指し、平成26年度から平成29年度までの4年間の具体的な施策を体系的に示した第2期基本計画を策定しました。

今後は、本計画に基づき、計画的かつ総合的に行政運営を進めることによって、基本構想に掲げた目指す将来像「[人が行きかい、ぬくもりと活力ある『環境モデル都市みなまた』](#)」の実現を目指します。

2 計画の構成と期間

第5次水俣市総合計画は、長期的な方針を示す「基本構想」、中期的な計画となる「基本計画」、短期的かつ具体的な事業計画となる「実施計画」の三層で構成されています。



■基本構想

本市の将来都市像を示し、基本理念を明らかにしたまちづくりと行政運営の指針となるものです。

期間： 平成 22 年度～平成 29 年度（8 年間）

■基本計画

基本構想に示された将来都市像を具体化するために取り組む基本的施策を、総合的・体系的に示したものです。

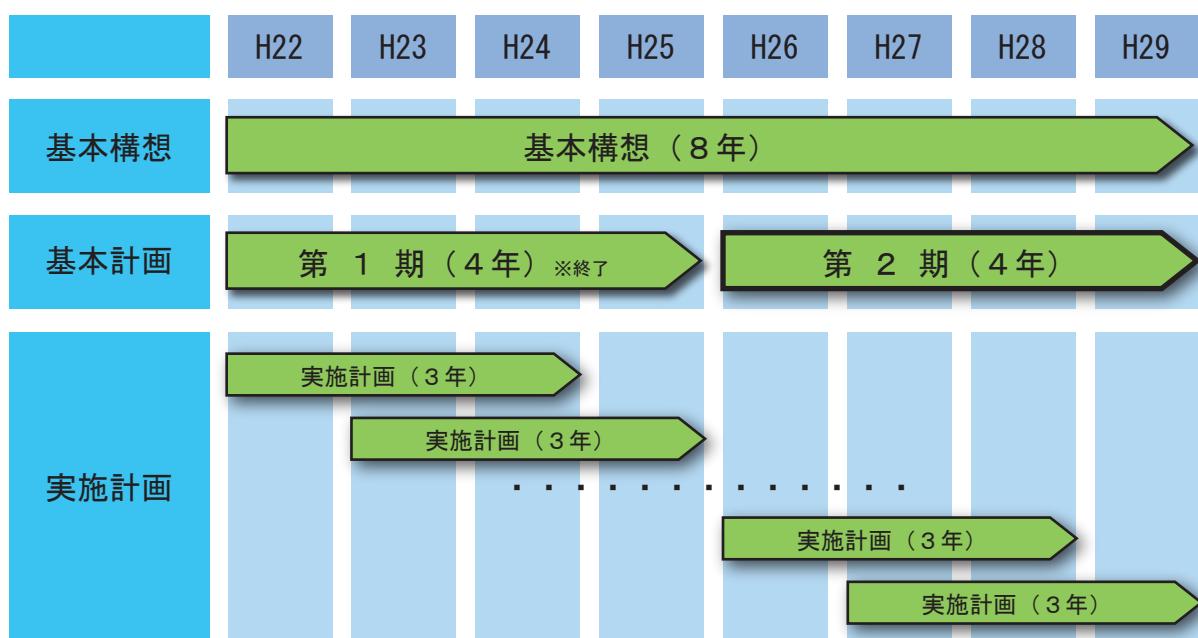
期間： 第 1 期 平成 22 年度～平成 25 年度（4 年間） ※終了

第 2 期 平成 26 年度～平成 29 年度（4 年間） ※今回策定

■実施計画

基本計画に定められた施策を、具体的にどのように実施していくかを明示したものです。毎年度見直しを行う、ローリング方式です。

期間： 3 年間



3 基本構想

(1) まちづくりの基本理念

第5次水俣市総合計画基本構想の中で掲げている、本市のまちづくりにおける基本姿勢である「まちづくりの基本理念」については、継承することとします。

【まちづくりの基本理念】

本市は、世界に類を見ない水俣病の経験とそこから得た教訓を活かし、環境モデル都市づくりを進めてきました。

一方で、水俣病のような産業公害が、地球上のどこかで二度と発生する事がないよう、特に今後工業化が進む諸外国に対し警鐘を鳴らし、これまでの体験や地域・環境を再生してきた様々な取組みとノウハウを発信していく責務があります。

また、環境の重要性を世界のどこよりも知っている水俣だからこそ、地球規模で進む温暖化防止に、市をあげて取り組む必要があります。

このような考え方に基づき、環境と経済が一体となって発展する、持続可能な地域社会の構築を目指し、今後さらに、環境モデル都市づくりを強力に推進していくこととします。

本市では、環境をまちづくりの中心に据え、生命の尊さ、“もったいない”の気持ち、地域に対する愛着と誇りを大切にするとともに、地域の特性を踏まえた産業振興を図ることによって、「真の豊かさ」を感じることができ、多くの人が交流する、活力あるまちを、市民協働で築いていきます。

(2) 目指す将来像

第5次水俣市総合計画基本構想の中で掲げている「まちづくりの基本理念」に基づく、本市のまちづくりを進めていくにあたり目標とする「目指す将来像」については、継承することとします。

【目指す将来像】

人が行きかい、ぬくもりと活力ある「環境モデル都市みなまた」

(将来像のイメージ)

環境意識の高い市民が暮らし、エネルギーや食べ物は地産地消でまかない、山、川、海、里山の自然環境が守られ、人と自然環境の共生が進んでいます。

産業は、環境産業をはじめ様々な工業が展開され、環境を学ぶ修学旅行生や視察に訪れた者で、湯の児・湯の鶴温泉と商店街は賑わいを取り戻しています。

ゼロ・ウェイスト宣言のまちとして、ごみ減量、リサイクル、リユース、“もったいないの意識”が市民生活に当たり前に定着し、地域資源を活かした元気村には若者や都市生活者の移住が進み、集落やまちに活気が戻っています。

市民の暮らしについては、高速道路や新幹線が開通し、街中は自転車、みなくるバスが走り、周辺部には乗合タクシーが運行され、高齢者や障がい者を含むすべての人たちが、域内を自由に移動することができるなど、生活の質的豊かさを実感できるまちになっています。

(3) 施策の大綱

「まちづくりの基本理念」と「目指す将来像」の実現を目指し、誰もが暮らしやすい、幸福を実感できる地域社会の創造を念頭に置き、基本方針として五つの政策を設定し、その実現を図るための柱となる施策を明示しています。

今回、第2期基本計画の策定にあたり、五つの政策は継承しますが、新たな行政需要・課題に対応するため、各施策については見直しを行っています。(見直しを行ったものについては、「*」で表しています。)

政策I 人と豊かな環境が共生するまち

水俣病問題の最終解決に努めるとともに、環境を機軸としたまちづくりを展開する中で、日本の環境首都として、政府選定による環境モデル都市に関する取り組みを住民協働で進め、地球温暖化防止に向け先導的な役割を果たします。

- 施策1 水俣病問題の解決に向けて
- 施策2 「環境モデル都市」の推進
- 施策3 豊かな自然を大切にするまちづくり (*)
- 施策4 環境学習都市づくり

政策II 豊かさと活気を実感できるまち

地域の特性や資質を活かして、地場企業の支援、新たな産業の育成、環境産業の誘致に取り組み、雇用や地域経済の活性化に努めます。

観光振興については、地域経済の柱として、地域の資源や特性を活かして水俣にしかできない新たな観光を進めて交流人口の増加に努めます。

- 施策1 定住化の促進 (*)
- 施策2 産業振興による経済の活性化（強い産業づくり） (*)
- 施策3 観光振興を経済の柱に
- 施策4 農林水産業の振興
- 施策5 商業の振興

政策III 安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまち

水俣で暮らす誰もが健康で快適に、安心して暮らすことができるようになりますため、医療、保健、福祉の充実を図り、高齢者や障がい者が地域の中で共に暮らせるシステムを整備していきます。

また、地域の自治や防災活動を活性化するため、自治会組織の充実、住民主体の地域活動の支援、助成に努めます。

- 施策1 安心・安全なまちづくり
- 施策2 地域医療の充実
- 施策3 健康づくりの推進
- 施策4 ともに支える暮らしづくり (*)
- 施策5 快適なまちづくり (*)
- 施策6 自治会活動の活性化と地域活動の推進

政策IV 郷土の新しい公共を担う人を育てるまち

地域づくりを担う人材と、郷土を愛し、郷土に誇りをもつ、人間性豊かな子どもたちを学校、家庭、地域が連携して育てていきます。

地域の伝統や文化を大切に守り育て、新たな水俣文化を創造する人材の育成に努めます。

これらの実践をとおして、水俣の新しい公共を担う人を育み、市民が主役のまちづくりを実現していきます。

- 施策1 郷土を担う人づくり
- 施策2 学校教育の充実
- 施策3 地元力向上のためのスポーツの振興
- 施策4 文化の香るまちづくり
- 施策5 日本一の読書のまちづくり
- 施策6 人権尊重と男女共同参画のまちづくり

政策V 自立した行政システムと市民参画のまち

地方分権改革が進む中、自立した行政システムを確立するため、行財政改革、職員の意識改革と市民の市政への参画を進め、公平で透明性のあるスリムな行政府を目指します。

総合計画の進捗状況の把握と事業評価については、政策事業評価管理システムの活用と市民参加によって進めることとし、評価内容や結果に関する情報の公開に努めます。

- 施策1 行財政改革の推進
- 施策2 効果的な政策と事業評価の実施
- 施策3 市民参画の推進
- 施策4 市役所の変革

（4）重点事業

第1期基本計画期間においては、各基本事業の中で、特に重点的に取り組む基本事業を横断的に集約し、5つの「リーディングプロジェクト」として取り組み、一定の成果を上げました。

第2期基本計画期間については、目指す将来像の達成に向けて、より「市民にわかりやすい方向性」を示し、「総合計画」、「行政評価」、「予算」との有機的な連動を目指すといった観点から、基本計画における各政策の中で、特に重点的に取り組む「基本事業」を「重点事業」として位置づけます。

重点事業として位置づけた基本事業については、その事業を重点的に実施することで、他の基本事業を牽引し、計画の着実な推進を行い、目指す将来像「人がいきかい、ぬくもりと活力ある『環境モデル都市みなまた』」の実現に取り組みます。

(5) 施策の体系



※ 第2期基本計画の策定に際し、新たな行政需要・課題に対応するため、各政策を構成する施策について見直しを行いました。見直しにより変更した施策については「*」で表しています。